

○京都府立大学大学院学則

(平成20年京都府立大学規則第2号)

目次

- 第1章 総則（第1条－第11条）
 - 第2章 運営組織（第12条・第13条）
 - 第3章 入学（第14条－第22条）
 - 第4章 教育方法等（第23条－第35条）
 - 第5章 修業年限、在学年限、課程修了の認定及び学位の授与（第36条－第41条）
 - 第6章 科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生（第42条－第44条）
 - 第7章 準用（第45条）
 - 第8章 雑則（第46条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 京都府立大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、京都府における知の拠点として、広く人文・社会・自然の諸分野にわたる学術の理論及び応用を教授研究し、世界水準の優れた研究者を養成するとともに、また高度の専門性をもつ職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、その成果を健康と福祉の向上、産業の振興、文化の継承発展、国際社会の調和ある発展に活かすことを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条に定める目的及び社会的使命を達成するため、本学大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

3 本学大学院は、第1項の点検及び評価の結果について、本学大学院の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

(情報の積極的な提供)

第3条 本学大学院は、本学大学院における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(研究科)

第4条 本学大学院に次の研究科（研究科等連係課程実施基本組織を含む。以下第13条を除き同じ。）を置く。

- (1) 文学研究科
- (2) 公共政策学研究科
- (3) 生命環境科学研究科
- (4) 食の文化学位プログラム

2 研究科の規程は、別に定める。

（専攻）

第5条 研究科に置く専攻及び各専攻の課程は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程
文学研究科	国文学中国文学専攻	博士課程
	英語英米文学専攻	
	史学専攻	
公共政策学研究科	公共政策学専攻	博士課程
	福祉社会学専攻	
生命環境科学研究科	応用生命科学専攻	博士課程
	環境科学専攻	
食の文化学位プログラム		博士課程

（専攻等の目的）

第6条 国文学中国文学専攻は、日本語学・日本文学・中国文学の各分野について独創的な研究を行うとともに、三分野を関連づけた学際的な研究をも推進できる研究者及び専門的能力を有する高度な職業人を養成する。

- 2 英語英米文学専攻は、英文学・アメリカ文学・英語学において、国際的な視野、優れた研究能力及び高度な英語運用能力を有する研究者並びに専門的能力を有する高度な職業人を養成する。
- 3 史学専攻は、日本・アジア・ヨーロッパに関する史資料を深く分析し、新たな視座を提示しつつ、国際的な視野から歴史の諸事象を考察する研究者及び専門的能力を有する高度な職業人を養成する。
- 4 公共政策学専攻は、福祉社会を創造するため、地域・自治体の政策立案及び管理運営に寄与しうる専門的能力を有する研究者並びに高度な職業人を養成する。
- 5 福祉社会学専攻は、福祉社会を創造するため、地域の福祉と人びとの生涯発達に寄与しうる専門的能力を有する研究者並びに高度な職業人を養成する。
- 6 応用生命科学専攻は、農学、生命科学、食保健学、物質科学に関する学際的かつ専門的な教育研究を通じて、高度な専門的能力を有する研究者並びに社会にお

ける実践能力及び指導力を有する高度な職業人を養成する。

7 環境科学専攻は、人と自然とが持続的に共生するためのあり方を探求するため、人の生活環境から自然生態系にいたる環境を対象とした教育研究を通じて、森林科学、生活環境科学、環境数理情報学の専門的・学際的能力を有する研究者及び高度な職業人を養成する。

8 食の文化学位プログラムは、食を人文・社会科学、自然科学にわたる幅広い観点から探求し、学際的かつ専門的な教育研究を通じて、食を基軸に生活の向上と社会の持続発展を追求するとともに、日本の食文化の保護・継承・発展に寄与できる専門的能力を有する研究者及び高度な職業人を養成する。

(課程)

第7条 博士課程は、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）と後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。

2 博士前期課程は、これを修士課程として取り扱う。

3 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

4 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(入学定員及び収容定員)

第8条 研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士				収容 総定員 人
		前期課程		後期課程		
		入学 定員 人	収容 定員 人	入学 定員 人	収容 定員 人	
文学研究科	国文学中国文学専攻	5	10	2	6	16
	英語英米文学専攻	5 (1)	10 (2)	2	6	16 (2)
	史学専攻	8	16	3	9	25
	計	18 (1)	36 (2)	7	21	57 (2)
公共政策学研究科	公共政策学専攻	6 (1)	12 (2)	2	6	18 (2)
	福祉社会学専攻	6	12	2	6	18
	計	18 (1)	36 (2)	7	21	57 (2)

生命環境科学研究科	応用生命科学専攻	50	100	10	30	130
	環境科学専攻	35 (1)	70 (2)	5 (1)	15 (3)	85 (5)
	計	85 (1)	170 (2)	15 (1)	45 (3)	215 (5)
食の文化学位プログラム		3	6	1	3	9
合 計		115	230	26	78	308

(注) 1 括弧内の数字は、食の文化学位プログラムに活用する入学定員及び収容定員を示す。

2 合計は、食の文化学位プログラムの入学定員及び収容定員を除く数である。

(教員組織)

第9条 本学大学院の教員は、文学研究科にあつては京都府立大学（以下「本学」という。）文学部の教員が、公共政策学研究科にあつては本学公共政策学部の教員がそれぞれ兼ね、生命環境科学研究科の教員は、本学農学食科学部、生命理工情報学部又は環境科学部の教員を兼ねる。

2 研究科等連係課程実施基本組織（以下「研究科等連係組織」という。）に専任の教員を置くことができる。専任以外の教員は、当該専任の教員を除く本学及び本学大学院の教員のうち学長が指名する者が兼ねる。

(特任教員)

第10条 本学大学院に特任教員として、特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教及び特任研究員を置くことができる。

2 特任教員に関し必要な事項は、別に定める。

(客員教員)

第11条 本学大学院に客員教員として、客員教授及び客員准教授を置くことができる。

2 客員教員に関し必要な事項は、別に定める。

(学術研究員)

第11条の2 本学大学院に学術研究員を置くことができる。

2 学術研究員に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 運営組織

(研究科会議又は教授会)

第12条 研究科に、それぞれ研究科会議又は教授会（以下「研究科会議等」という。）を置く。

2 研究科会議等は、研究科担当の本学教授又は生命環境科学研究科の本学教授をもって組織する。ただし、准教授その他の職員を加えることができる。

3 研究科会議等は、次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 研究科学生の入学、修了に関する事項
- (2) 修士及び博士の学位に関する事項
- (3) 研究科教員の選考に関する事項
- (4) 研究科学生の懲戒に関する事項
- (5) 研究科長及び教育研究評議会委員の選考に関する事項（生命環境科学研究科教授会に限る。）
- (6) 研究科における教育課程の編成に関する事項

4 研究科会議等は、次に掲げる事項を審議し、学長の求めに応じて意見を述べることができる。

- (1) 研究科に関する規程等の制定及び改廃に関する事項
- (2) 研究科予算に関する事項
- (3) 研究科学生の退学、転学、留学、休学に関する事項（前項第4号の場合を除く。）
- (4) その他研究科の運営に関する事項

5 研究科会議等の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

（研究科長等）

第13条 研究科に研究科長を、研究科等関係組織にプログラム長を、それぞれ置く。

2 文学研究科長には文学部長を、公共政策学研究科長には公共政策学部長を、それぞれ充てる。

第3章 入学

（博士前期課程の入学資格）

第14条 博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本学大学院において認

めた者

- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

(博士後期課程の入学資格)

第15条 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を授与された者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(入学の出願)

第16条 本学大学院への入学を志願する者は、所定の期日までに、学長が定める入学願書に所定の書類を添えて提出しなければならない。

(入学者の選考)

第17条 博士前期課程に入学を志願する者に対しては、入学者の選考を行う。

第18条 博士後期課程に入学を志願する者に対しては、入学者の選考を行う。

2 前項の選考は、第15条第1号に掲げる者のうち、本学大学院において修士の学位を授与された者にあつては、博士前期課程における学業成績、修士論文等によつて行う。

3 第1項の選考は、前項の規定により行う者以外の者にあつては、研究科が別に定める方法によつて選考を行う。

(社会人学生)

第19条 研究科会議等は、社会人で、本学大学院に入学を志願する者があるときは、別に定める特別選抜制度による選考を行う。

2 社会人学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第20条 研究科会議等は、外国人で、本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考を行う。

2 外国人留学生は、第8条に規定する入学定員及び収容定員の外に置く。

3 第8条を除き、この学則中、学生に関する規定は、外国人留学生について準用する。

4 前3項に規定するもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

(編入学)

第21条 研究科会議等は、第17条及び18条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者にあつては、研究科が別に定める方法によって選考を行う。

- (1) 本学大学院以外の大学院に在学する者で入学を志願する者
- (2) 大学院の修了者で入学を志願する者
(再入学)

第21条の2 本学大学院をやむを得ない理由で退学し、又は除籍された者で、退学又は除籍後2年以内に、同一の専攻の同一の課程に入学を志願する者の再入学を許可することがある。

2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(入学者の決定、手続及び入学許可)

第22条 第17条から前条までの規定により選考され、学長が入学の決定をした者は、学長が別に定めるところにより入学手続をしなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者（第45条において準用する京都府立大学学則（平成20年京都府立大学規則第1号。以下「学則」という。）第47条に規定する入学料の免除及び徴収の猶予に関し、申請書が受理された者を含む。）に入学を許可する。

第4章 教育方法等

(授業科目及び単位数)

第23条 研究科の専攻別授業科目及び単位数は、別に定める。

(履修方法等)

第24条 授業科目の履修方法及び研究指導に関し必要な事項は、研究科が別に定める。

(教育内容等改善のための組織的な研究等)

第25条 本学大学院は、本学大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位修得の認定)

第26条 授業科目の単位修得の認定は、試験の成績と平素の学修状況を評価して行う。

2 試験の成績は、秀、優、良、可及び不可の評語で表わし、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

ただし、別途定める授業科目については、合格・不合格をもって表すことができるものとする。

(学位論文の審査及び最終試験)

第27条 学生は、在学期間中に学位論文をその属する研究科の研究科長（プログラム長を含む。以下同じ。）に提出し、最終試験を受けなければならない。

2 学位論文の審査及び最終試験の方法については、京都府立大学学位規程（平成20

年京都府立大学規程第1号。以下「学位規程」という。)の定めるところによる。

第28条 前条の規定にかかわらず、博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、退学後においても、その属していた研究科の研究科会議等の許可を得て博士論文を提出し、最終試験を受けることができる。

(他の専攻等の授業科目の履修)

第29条 学生は、研究科会議等が教育研究上特に必要と認めた場合においては、当該学生の属する研究科における当該学生の専攻する以外の専攻の授業科目又は当該学生の属する研究科以外の本学大学院の研究科の授業科目を履修することができる。

2 前項及び第44条の場合のほか、学生は、研究科会議等が教育研究上特に必要と認めた場合においては、博士前期課程にあつては本学の学部の授業科目を、博士後期課程にあつては博士前期課程の授業科目を履修することができる。

3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、第23条及び第24条に規定する当該課程の単位に充当することができる。

(他の大学院の授業科目の履修)

第30条 研究科会議等が教育研究上必要と認めた場合においては、学生に本学大学院以外の大学院の授業科目を履修することを許可することがある。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、研究科会議等が認めた場合に限り、10単位を超えない範囲で、本学大学院で修得したものとみなすことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第31条 学生は、研究科会議等が教育研究上有益と認めた場合においては、本学大学院以外の大学院、研究所等において必要な研究指導を受けることができる。この場合において、博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(留学)

第32条 外国の大学院等に留学を志望する学生は、研究科長を経て、学長の許可を受け、留学することができる。

2 前項の規定により留学した期間は、研究科会議等が教育上有益と認めた場合に限り、第38条に定める在学期間を含めることができる。

3 学生の留学に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第33条 研究科会議等が教育研究上有益と認めた場合においては、学生が本学大学院に入学する前に本学大学院以外の大学院(外国の大学院又はこれに相当する機関(以下「外国の大学院等」という。))において履修した授業科目につ

いて修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、編入学の場合を除き、第30条の規定により修得したものとみなされる。

（教育職員免許状）

第34条 本学大学院の博士前期課程を修了した者が、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の定めるところにより取得できる教育職員免許状は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	取得できる教育職員免許状
文学研究科	国文学中国文学専攻	中学校教諭専修免許状 国語
		高等学校教諭専修免許状 国語
	英語英米文学専攻	中学校教諭専修免許状 英語
		高等学校教諭専修免許状 英語
	史学専攻	中学校教諭専修免許状 社会
		高等学校教諭専修免許状 地理歴史
公共政策学研究科	公共政策学専攻	中学校教諭専修免許状 社会
		高等学校教諭専修免許状 公民
	福祉社会学専攻	高等学校教諭専修免許状 福祉
生命環境科学研究科	応用生命科学専攻	中学校教諭専修免許状 家庭
		中学校教諭専修免許状 理科
		高等学校教諭専修免許状 家庭
		高等学校教諭専修免許状 理科
		高等学校教諭専修免許状 農業
		栄養教諭専修免許状
	環境科学専攻	中学校教諭専修免許状 家庭
		中学校教諭専修免許状 理科
		高等学校教諭専修免許状 家庭
		高等学校教諭専修免許状 理科
		高等学校教諭専修免許状 農業

（教育職員免許状関係授業科目の履修）

第35条 教育職員免許法による免許状を取得しようとする者は、研究科会議等の承認を得て、本学の学部の授業科目のうち、教育職員免許状取得に関する授業科目を履修することができる。

第5章 修業年限、在学年限、課程修了の認定及び学位の授与

（修業年限）

第36条 博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。

- 2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。
- 3 第19条第1項の規定により社会人学生として入学を許可された者が、職業を有している等の事情により、前2項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間に

わたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修（以下、「長期履修」という。）を認めることができる。

4 前項の規定により長期履修を認められた者の標準修業年限については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該履修を許可された年限とする。

5 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

（在学年限）

第37条 博士前期課程には、4年を超えて在学することができない。

2 博士後期課程には、6年を超えて在学することができない。

（課程修了の要件）

第38条 博士前期課程の修了の要件は、当該課程に第36条第1項又は第4項に規定する標準修業年限以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に第36条第2項又は第4項に規定する標準修業年限以上在学し、かつ、8単位以上で研究科が定める単位数を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、当該課程にあって、優れた研究業績を上げた者（長期履修を認められた社会人学生は除く。）については、その在学期間は1年以上在学すれば足りるものとする。

3 第21条の規定により、合格と決定された者で、入学を許可されたものの入学前に履修した授業科目及びそれについて修得した単位並びに入学前の在学期間の取扱いについては、研究科が別に定めるところによる。

（課程修了の認定）

第39条 課程修了の認定は、研究科会議を経て研究科長が行う。

（学位の授与）

第40条 学長は、博士前期課程の修了の認定を経て修士の学位を、博士後期課程の修了の認定を経て博士の学位を、それぞれ学位規程の定めるところにより授与する。

（学位の種類）

第41条 本学大学院が授与する学位の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻	博士前期課程	博士後期課程
文学研究科	国文学中国文学専攻	修士（文学）	博士（文学）
	英語英米文学専攻	修士（文学）	博士（文学）
	史学専攻	修士（歴史学）	博士（歴史学）

公共政策学研究科	公共政策学専攻	修士（公共政策学）	博士（公共政策学）
	福祉社会学専攻	修士（福祉社会学）	博士（福祉社会学）
生命環境科学研究科	応用生命科学専攻	修士（学術）	博士（学術）
		修士（農学）	博士（農学）
		修士（理学）	博士（理学）
	環境科学専攻	修士（学術）	博士（学術）
		修士（農学）	博士（農学）
		修士（理工学）	博士（理工学）
		修士（工学）	博士（工学）
食の文化学位プログラム		修士（学術）	博士（学術）

第6章 科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生

（科目等履修生）

第42条 本学大学院の学生以外の者で一又は複数の授業科目につき履修を願い出るものがあるときは、学生の修学に支障のない場合に限り、研究科会議等で選考の上、学長は、科目等履修生として許可することができる。

2 第26条の規定は、科目等履修生が履修した授業科目について準用する。

3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

（特別聴講学生）

第43条 学長は、本学が単位互換協定を締結している大学の大学院の学生で本学大学院の授業科目を履修しようとするものがあるときは、特別聴講学生として履修を許可することができる。

2 第26条の規定は、特別聴講学生が履修した授業科目について準用する。

3 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

（特別研究学生）

第44条 学長は、本学大学院以外の大学院（外国の大学院等を含む。）の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを願い出る者があるときは、特別研究学生として許可することができる。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 準用

（本学学則の準用）

第45条 学年、学期、休業日、入学の時期、単位の算定基準、休学、復学、転学、退学、除籍、学生の細則、入学考査料、入学料、授業料、表彰及び懲戒については、学則第20条から第23条まで、第34条及び第46条から第56条まで（科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生にあっては、第52条から第54条まで及び第56

条)の規定を準用する。この場合において、学則第34条第2項及び第3項中「教授会」とあるのは「研究科会議等」と、学則第49条第3項中「通算して4年」とあるのは「博士前期課程では通算して2年、博士後期課程では通算して3年」と、学則第51条中「大学」とあるのは「大学院」と、「本学」とあるのは「本学大学院」と、学則第53条第1号中「8年」とあるのは「京都府立大学大学院学則第37条に規定する在学年限」と読み替えるものとする。

第8章 雑則

(学則の施行)

第46条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この大学院学則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 文学研究科、福祉社会学研究科、人間環境科学研究科及び農学研究科については、この大学院学則の施行の日前に当該研究科に在学する者が在学する限り、京都府公立大学法人の設立に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴い廃止された京都府立大学大学院学則（平成9年京都府立大学訓令第15号。以下「旧大学院学則」という。）の規定中、修了の要件、学位の授与、教育課程、授業科目の履修、単位の修得及び諸資格の取得に関する部分は、なお従前の例による。

この場合において、福祉社会学研究科長は公共政策学研究科長が、人間環境科学研究科長及び農学研究科長は生命環境科学研究科長が、それぞれ兼ねるものとする。

3 この大学院学則の施行の日以降において編入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに修了に必要な単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

4 旧大学院学則又は旧大学院学則に基づく規程の規定によってした処分、手続きその他の行為でこの大学院学則又はこの大学院学則に基づく規程に相当の規定があるものは、この大学院学則又はこの大学院学則に基づく規程の相当の規定によってしたものとみなす。

5 前3項の規定の適用にあたり、旧大学院学則第41条に規定する大学院運営委員会の権限とされているものについては、この大学院学則に規定する教育研究評議会が行うものとする。

附 則

(施行期日)

この大学院学則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この大学院学則は、平成26年5月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この大学院学則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第8条の規定にかかわらず、平成27年度の研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	博 士				収 容 総定員 人
		前期課程		後期課程		
		入学 定員 人	収容 定員 人	入学 定員 人	収容 定員 人	
文学研究科	国文学中国文学専攻	5	10	2	6	16
	英語英米文学専攻	5	10	2	6	16
	史学専攻	8	16	3	9	25
	計	18	36	7	21	57
公共政策学研究科	公共政策学専攻	6	12	2	6	18
	福祉社会学専攻	6	12	2	6	18
	計	12	24	4	12	36
生命環境科学研究科	応用生命科学専攻	50	95	10	30	125
	環境科学専攻	35	60	5	15	75
	計	85	155	15	45	200
合 計		115	215	26	78	293

附 則

(施行期日)

1 この大学院学則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第26条の適用は、施行の日前に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この大学院学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この大学院学則は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 この大学院学則の施行の日前に生命環境学部に在学する者が在学する限り、改正前の大学院学則第9条及び第13条第3項の規定は、なお効力を有する。